

里山や森林の整備への補助制度について

【小規模森林整備事業】

市では、里山や森林の整備促進を図るため、森林所有者、林業事業者、森林組合等が行う小規模な森林整備の事業に要する経費に対して助成をしています。

【補助の対象者】

市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業者及び森林組合

【補助対象となる森林】

1 施行地あたりの面積が、0.05ヘクタール以上3.0ヘクタール未満で、国または県の造林補助事業の対象とならないもの

【補助金額】

市長が定める事業単価に面積を乗じて得られた補助対象経費の90/100以内

令和4年度に本事業を利用される人は、林務課までお知らせください。**(令和4年度の要望締め切り：5月31日)** 申請の前に市職員が現地確認を行いますので、まずご相談ください。

※現地確認前に事業を行った場合は、この補助事業は利用できませんのでご注意ください。



【対象となる事業】

植栽事業、下刈り事業、雪起こし事業、除伐事業、枝打ち事業、間伐事業、天然林改良事業、
荒廃竹林整備事業、皆伐事業（集落・農地の環境改善のための伐採）、
森林・山村多面的機能発揮事業に付する事業
測量事業（本事業の対象施業地における面積算出のための周囲測量）
森林境界の明確化
その他、里山整備のために市長が必要と認めたもの

各事業には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。補助金額は、事業量、条件、状況により異なります。

また、補助を受けた翌年度から5年間は、施業地を森林以外の用地転用、立木の全面伐採除去を行う場合は、事前に市長に届け出るとともに補助金相当額の返還が生じますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 農林水産部林務課または各振興事務所振興課 TEL 67-2121

職場でのトラブル 困りごとは 岐阜八幡総合労働相談コーナー

岐阜八幡総合労働相談コーナーでは相談員が面談あるいは電話にて相談を受け付けています。些細なことでも遠慮せず、気軽に相談ください。

- 目** 毎週月、水曜日他（祝日を除く）8時30分～16時
- 内** 職場での嫌がらせ・いじめ・解雇・雇止めの問題や時間外労働・休日・年次有給休暇など労働条件に関する質問 など
- 場** 郡上八幡地方合同庁舎3階
岐阜八幡労働基準監督署内
- 問** 岐阜八幡労働基準監督署
- ☎** 65-2101



＼会社を元気に！／

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234